

グローバルスタンダード下の日韓農業の現状と連携

川 本 忠 雄

目 次

はじめに

- I. WTO 体制とアメリカ農業法
- II. 日本農業の現状と農業政策
- III. 韓国農業の現状と農業政策
- IV. 日韓 FTA と日韓農業の連携

はじめに

貨幣資本の循環は次の図式に表わされる¹⁾。

$$G - W \left\{ \begin{array}{l} A \\ \dots P \dots W' - G' \\ P_m \end{array} \right.$$

すなわち貨幣資本 (G) は市場で商品 W (労働力商品 A と生産手段 P_m) を調達し、その二つを結合させることによって生産 (P) を行う。それを市場で販売することで、より多くの価値実現を伴って資本を回収していく。そしてまた次の循環・再生産を開始する。この場合、論理的にも (図式に見るように) 歴史的にも生産過程は流通過程に包摂されている。また市場経済は歴史的に流通過程から浸透し生産過程を把握するに至る。そしてその生産過程の基軸的な要素である労働力の再生産は主として食料である農産物 (農業) に依存する。いわば農業部門は資本主義再生産過程の最深部・最重要の位置にあるとよい。従って 2 国間で農業の連携が得られるということは 2 つの国民経済間で深い連携が存在していることを意味し、日韓経済はその様な画期的な次元に入りつつあるといえる。

さて 1995 年より WTO 体制がスタートした。できるだけ例外規定を排除した多角的自由貿易主義は各国の状況に則した対応を促していく。1996 年米国内農業法は WTO 体制の方向に沿った対応である。つまり戦後一貫として続いてきた国内農業保護をできるだけ軽減し (生産調整の廃止、作付け割当の完

全自由化、不足払い制度の廃止)、強い国際競争力を背景にした剥き出しの世界市場指向策の推進である。

東アジア諸国の農業部門の対応はこれとは相違する。つまり自由競争世界市場からのセーフティネット創設の模索であり、経済連携の具体的な検討である。「日韓自由貿易協定」に向けての論議はその一つである。

本稿の課題は、「日韓自由貿易協定」推進の最大のネックに位置付けられている日韓農業問題の背景を考察することである。最早、現代東アジアは、飢餓に対応した単純な穀物増産の段階ではなく、環境問題を含めた農業・農村全体の課題が存在している。この 21 世紀東アジア農業全体の置かれた問題と共通の課題が日韓農業の中にもある。そして現段階の日韓農業の近似化は、個別的な国内農業政策の枠内での対応を無力化しつつある。主食のコメを中心に生産する東アジア農業小国とのネットワークを念頭におきつつ、日韓農業連携の今日的意義を検討していきたい。

I. WTO 体制とアメリカ農業法

1995 年に創設された WTO (世界貿易機関) は GATT (貿易と関税の一般協定) の 3 原則 (自由・多角・無差別) を飛躍的に強化した機能と特徴を有している²⁾。第一に、一括性、包括性という特徴である。GATT でしばしば容認されていた例外規定を極力排除している。第二に、WTO 規定の確定適用と加盟国内法に対する優位性という特徴である。第三に、紛争手続きの迅速化、強力化がある。特に、この様な特徴により、従来、手厚い保護の中に置かれてきた国の農業は、より直接的に世界市場の競争へ曝されていくことになる。

WTO の世界農業に対する基本的な考え方は、93

年に妥結したウルグアイ・ラウンド農業合意の中にある。この合意は、国境措置（関税の削減、輸入数量制限等を撤廃し関税化）、国内農業支持（価格支持）の削減、輸出補助金の削減の3分野からなり、6年間（95年—2000年）で実施することになっている³⁾。この合意の主目的は、アメリカとECの穀物生産過剰と貿易摩擦の緩和、農業保護財政の増加抑制にあり、合意内容を日本をはじめとする穀物輸入国に押し付けていく⁴⁾。

第一の国境措置（市場アクセス）に関して、輸入量が国内消費量5%未満の品目について、実施1年目に国内消費量の3%以上のミニマム・アクセス（最低輸入量）を設定し、最終年にこれを5%まで拡大することになっている。また関税化の農産品は、輸入急増あるいは輸入価格の大幅低下の場合、代償なしで追加的関税賦課の可能な特別セーフガード（SSG）制度を導入している。第二の国内農業支持の削減（貿易への影響が軽微であり生産との連関が弱い助成は除外）は、国内自給率の低い輸入国へも一様に適用され国内農業への影響が大きい。

このWTO農業協定に呼応する形でアメリカの新農業法（1996年農業法）が成立する。特徴は以下の4点である⁵⁾。第一に生産調整（set aside）を廃止する。第二に作付割当（acreage allotment）を完全自由化する（果樹と野菜は除外）。第三に、穀物の不足払い制度を廃止し、7年間（総額356億ドル）を上限とした直接支払い（固定額）を行う。第四に、価格支持は1995年水準を限度として、価格下落対策として維持する。

従来アメリカ農業政策は、1973年のバッツ（Batz農務長官）自由農政以来⁶⁾、融資価格（loan rate）に基づいた価格支持、目標価格（target price）を基準とした不足払い制度（所得保障）の2本立てにより国内農業保護を実施し、その柔軟な農業保護の基礎の上で（所得保障という安心の上で）、輸出指向農業を遂行してきた⁷⁾。政府の穀物生産調整計画への参加農民は、当該年の平均市場価格が目標価格を下回る場合は、その差額を不足払い分として支払われ、さらに目標価格より低めに設定されている融資価格をも下回れば、その差額を政府負担分として融資される（米国農民は市場価格での市場への販売か、政府融資価格による政府（CCC）への売渡しかの選択ができる）。

1996年米国農業法は、この様な国内農業保護をできるだけ軽減し、強い国際競争力を背景にしたいわば剥き出しの世界市場指向策への転換といえる⁸⁾。そして生産調整に基づく供給の管理を廃止し、市況対応型の生産に移行することにより、今後はより大きな価格変動に世界市場は曝されると予測されていた。

しかし1997年に国際穀物価格が急落する。その事態を受けてアメリカ政府は、国際協調の中で需給の調整をして国際価格の安定を計るのではなく、直接的に国内農家の所得保障をする途を選択した。それが2002年農業法である⁹⁾。

主な特徴（耕種作物など）として、①融資価格の品目の拡大と融資価格水準の引上げ、②直接支払い（固定額）は2001年を超えて継続、③「価格変動に対応した直接支払制度」がある。

この2002年農業法の趣旨を継承して2008年農業法（「2008年食糧・保全・エネルギー法」）が制定された¹⁰⁾。

農産物の供給調整をするのではなく、自由な市場価格の変動を容認しながら、農家には一定の所得保障を行う法案内容である。2012年度までの予算規模は3070億ドルの巨額にのぼる。また新たにエネルギー関連で予算増額（約10億ドル）し、バイオ燃料生産関連施設への補助・融資の措置を計画している。

この様なWTO体制、米国新農業法の例外なき自由競争原理の推進は、それに対するセーフティネット、抑止力の創設を呼び起こしていく。90年代後半以降、アジア経済危機が契機の一つとなり東アジアにおいても、WTOと併存して各種の地域連携・地域協定の動きが顕在化する。「日韓自由貿易協定」構想もその一つである。

98年の日韓政府合意により開始された日韓自由貿易協定に関する共同研究の報告書¹¹⁾が2000年に公開された。報告の骨子は、中長期的には協定締結により、日韓双方の経済のダイナミックな発展を展望しているが、近い将来の協定締結には慎重な結論である。特に協定締結に対して、日韓双方とも戦後一貫して手厚い保護農政を遂行してきたため、日韓農水産物貿易問題が最大の障害¹²⁾として登場してくる。しかし今後の日韓の農業を展望する場合、対立点よりは協力すべき側面の方が多い。その背景には

日韓の農業の置かれている位置の近似性、また日韓の地方間での一部農産品取引の急拡大という現実がある。個々の国民経済の枠内での発想ではなく、日韓全体での農産品需給の展望、さらには主食を中心に生産する農業小国（特にアジアのコメ生産国）との協力の中で、日韓農業の方向さらには日韓連携の展望を考察していく必要がある。

II. 日本農業の現状と農業政策

現在の日本農業を概観してみよう。表1によれば日本の国民経済の中での農業の位置は年々、小さいものとなっている。2007年、GDPに占める農業生産比はわずか0.9%であり、総就業人口に占める農業就業人口比も3.9%にすぎない。もはや産業としての農業の視角だけでは位置付けられなくなっているといつてよい。

しかも表2に見る様に農家の高齢化の進行は顕著である。戦後、日本の農家は工業化の進行と高度経済成長に促されて専業農家の比率が激減し、それと反比例に兼業農家（特に第2種兼業農家）の比率が増加してきた。しかし近年、専業農家の比率が漸増し始め、それとは対照的に兼業農家の比率が、横這

いまたは漸減傾向にある。これは戦後農業を支えてきた多くの兼業農家の人々が、農業外の職場で定年を迎え、農村に還ってきたことによる。つまりこのことは農家の高齢化の別の表現であり、この層が次第に消えゆくことにより、農業・農家の担い手問題の対策は焦眉の課題となっている。

表3は日本の穀物自給率と総合食料自給率の表である。この10年、数値に変化がなく自給率に関しては、ほぼ底這い状況と言つてよい。

このような日本農業の現状の中で農業政策はどのような対応をしているのだろうか。

日本では、1999年、「農業基本法（1961年制定）」に代わつて、「食糧・農業・農村基本法」が成立した¹³⁾。

農業基本法は、戦後復興過程の中で、農業と非農業の間の所得均衡を目指し、農家の自立的経営を目標にしたが、99年の新法は、農業の産業としての視角だけでなく、政策対象・政策領域を拡大し農業の多面的機能の発揮を政策領域として含めている。また5年に1回の基本計画（食糧自給率目標など）策定を決定している。

農業の多面的機能という言葉が使われ出したのは、92年OECD農業大臣会合であり、また92年、

表1 日本の国民経済に占める農業の位置

	1960年	70年	75年	80年	85年	90年	95年	2000年	05年	07年
GDPに占める農業生産比	8.6%	4.4	4.0	2.5	2.3	1.7	1.4	1.1	1.0	0.9
総就業人口に占める農業就業人口比	26.8%	15.9	11.2	9.1	7.6	6.2	5.1	4.5	4.0	3.9

〔出所〕農林水産省『平成22年版 食糧・農業・農村白書 参考統計表』

表2 日本農家の専業・兼業化率（%）と高齢化率（%）

	1960年	70年	80年	90年	95年	2000年	05年	09年
専業農家の比率	34.3%	15.6	13.4	15.9	16.1	18.2	22.6	23.7
第1種兼業農家の比率	33.6	33.7	21.5	17.5	18.8	15.0	15.7	13.9
第2種兼業農家の比率	32.1	50.7	65.1	66.5	65.1	66.8	61.7	62.3
農業就業人口の中での65歳以上の比率	—	17.8	24.5	33.1	43.5	52.9	58.2	61.4

〔注〕農業就業人口とは、16歳以上の世帯員（1995年以降は15歳以上）の内、自営農業のみに従事した者またはその他の仕事に従事していても自営農業が主の者。

〔出所〕表1と同じ

表3 日本の穀物自給率（%）と総合食料自給率（%）

	1960年	70年	80年	90年	2000年	05年	08年（概算）
穀物自給率	82%	46	33	30	28	28	28
総合食料自給率	79	60	53	48	40	40	41

〔注〕穀物自給率は、重量ベースであり飼料用穀物を含む。総合食料自給率は、供給熱量ベース。

〔資料〕農林水産省「食糧需給表」

〔出所〕表1と同じ

国連環境開発会議のアジェンダ 21 の文書にも掲載された¹⁴⁾。多面的機能の内容としては環境保全、地域社会の維持活性化、食糧安全保障の三つが該当することは共通認識となっている¹⁵⁾。

さて 99 年新法の基本理念は 4 つからなる。食糧の安定供給の確保(第 2 条)、農業・農村の多面的機能の発揮(第 3 条)、農業の持続的発展(第 4 条)、農村の振興(第 5 条)がそれであり、国際的視点と農業の有する多面的機能の重要性が強調されている。農業予算をみても、価格・所得対策の面だけでなく農業農村環境整備へ、予算配分への配慮がみとれる¹⁶⁾。1960 年度と 99 年度の農業予算に占める主な項目の割合を比較してみよう。価格流通・所得対策費(26.1%→14.7%)、農業構造改善費(3.4%→9.3%)、農業農村環境整備費(28.0%→46.9%)、農村福祉対策費(0.4%→1.4%)などとなっている。新たに農山村地域の生活活性化¹⁷⁾と農業農村環境の維持の面も強調している。

そして 1993 年のウルグアイ農業合意で、日本は 1995~2000 年度にコメの関税化に踏み込まずに、その代わりミニマムアクセス(最低輸入義務、MA)を受け入れた。しかし毎年増加する MA 米がコメ過剰を加速し、1999 年、コメ関税化に移行した。ちなみに 2010 年の MA 枠は 77 万トンである。

また同時期、コメ市場改革も進行していく。これは政府規制が強かったコメの生産・販売に市場原理を導入し需要に対応した生産と流通の効率化を目標とする制度改革である。そして 1995 年、食糧管理法(食管法)の廃止と食糧法施行でスタートする。2004 年、改正食糧法が施行され、一律減反の廃止と国が流通管理する計画流通制度も廃止されていく。

さて 2010 年 3 月、3 回目の食糧・農業・農村基本計画が閣議決定された¹⁸⁾。

政権交代を反映して、農政を国家戦略の一つとして捉え、農業・農村社会を国民経済全体の中で位置付けようとしている。主な内容を見ると、① 2020 年度の食糧自給率(供給熱量ベース)で 41%から 50%への引上げ、② 生産資源(水田など)の最大限の活用、麦・大豆・飼料用米の生産拡大、③ 集落営農と法人経営のシェア拡大、などがある。しかし各内容の相互関係が不明確で、今後、政策の具体化という課題が残されている。

またこの基本計画と連動して、2009 年 12 月、改正農地法が施行された。改正の主目的は農地賃貸借の規制緩和にあり、賃貸借に限定して一般法人の自由な農業参入を可能とした。農地所有・賃貸借に関わる農業生産法人の要件も大幅に緩和され、一般法人の議決権は単独・合計で 4 分の 1 以下までが認められ、農商工連携事業を実施する場合は、単独・合計で 2 分の 1 未満まで緩和された。

この様な基本計画の上で、2010 年、コメ戸別所得補償モデル事業が実施されていく¹⁹⁾。

これはコメ生産者に対して実施された所得補償の直接支払いである。これまでの品目横断的経営安定対策や水田・畑作経営所得安定対策が経営規模によって政策対象を選別していたのとは相違し、前年度出荷実績があった全ての生産者を対象としている。これは、① 10 アール 1 万 5 千円の定額部分(標準的な生産コストと標準的な販売価格の差額相当分の助成)、② 当年度販売価格が過去 3 年平均の販売価格を下回った場合に差額を交付する変動部分、の二種類の交付金が直接支払いされた。

そして 2011 年度、農業者戸別所得補償制度の骨子が決定された²⁰⁾。これは概算要求段階の内容であり今後の予算具体化の中で変更は十分にあり得るが、政府の基本的考えは見て取れる。

① 戸別所得補償交付金について。販売価格が生産費を下回っている、コメ、麦、大豆、甜菜、澱粉原料用ジャガイモ、蕎麦、菜種に対してその差額を直接支払いする。コメに対しては、10 年度のモデル事業を継承する。畑作物に対しては数量払いと面積払いの併用とする。数量払いとはコメ(生産費は経営費プラス家族労働費の 8 割)とは異なり、全算入生産費と標準的な販売価格との差額部分の支払いをする。面積払いとは営農継続支払いとして当年の作付面積 10 アール当たり 2 万円の固定費の支払いである。

② 水田活用の所得補償交付金について。水田利用自給力向上事業の継承を行う。特に飼料自給率向上も支援し、畑も対象にできるようにした。

③ 不作地の再生利用・集落営農法人化・緑肥輪作などへの加算措置を設定する。

④ 中山間地域等直接支払いでは交付金の半分以上は個人に支払う原則とし、また離島の平地は本土の傾斜地と同じ扱いにする。

⑤農地・水保全管理対策と環境保全型農業支払いを促進する。

⑥新食糧・農業・農村計画の2020年生産数量目標への取り組みの具体化をする。

さてこのような所得補償政策への転換はどのように評価できるであろうか。WTOの農業原則は、政府助成金の支払いが農業生産や農産物価格支持を刺激することを強く批判している（デカップリング政策への誘導）。この所得補償政策が生産や貿易に歪曲を与えない限り、「緑」の政策として、WTOは許容する（高関税による輸入政策は「黄」の政策として削減対象）。戦後日本の農業政策は、一貫として高度保護政策として受け止められてきた。1980～90年代のオレンジ、牛肉、コメ問題などは自由貿易を阻害する閉鎖的市場の象徴として海外では喧伝されてきた。しかし旧来からの価格支持政策から生産と連動しない所得補償政策への転換は、日本農業が漸くグローバルスタンダードの方向に接近していくことを意味する²¹⁾。この10数年の国内農産物市場の自由化（その為の法・制度整備）、そしてその結果としてのコメ価格の傾向的な低落はその準備過程でもあった。

国際競争力の弱い家族主体の日本農家が直接、グローバルスタンダードの場へと放り出されていく。自由競争という過酷な現実が待っている。

Ⅲ. 韓国農業の現状と農業政策

韓国のNICS現象と呼称された程の工業化の著しい発展は、国民経済の中での農業を衰退産業の位置へと移行させていった。農業は貿易面では比較劣位産業の立場である。まず現代韓国農業の概観をおさえておこう²²⁾。

2009年、韓国総人口は4875万人で、うち農家人口312万人（総人口比6.4%）、総就業人口に占める農業就業人口比7.0%、GDPに占める農業総生産比2.3%となっている（表4）。「緑の革命」開始時の75年と比較すると農業就業人口比は45.7%から7.0

%へと六分の一以下となっている。70年代後半からの急速な工業成長で、農村から若年を中心に農業労働力の急激な流出があったことを示している。農家人口の総人口比も37.5%から6.4%へとほぼ六分の一の激減である。2009年の耕地面積は約174万haで全土の17.4%、一戸当り耕地面積は1.45haで日本（北海道を除く）の1.9haと比較すると少し小規模である²³⁾。韓国農業でのコメの比重は大きい。コメ作付面積は約101万haで、全耕地面積の58.0%を占めている。

韓国の農業政策の主要対象は日本と同様、コメである。韓国のコメ自給定着は70年代からであり、その決め手となったのが、70年代初めフィリピンのIRRI（国際稲作研究所）と韓国が共同開発した高収量品種米「統一」の作付けである。この品種はインディカ米とジャポニカ米の交雑種で、在来種より収量の大幅増がみこまれ、急速に韓国全土に作付けが拡大していった（高収量品種導入状況、71年導入→78年作付け面積比76.2%²⁴⁾）。

また韓国版「緑の革命」の進行に比例して、化学肥料・農薬も多使用されていく。ヘクタール当りの化学肥料投入量は、1975年5324kg、1985年6351kg、1997年6794kgと増加していく²⁵⁾。

その結果、70年代後半に平均反収は500キロに迫る水準に達し、コメ自給体制を確立していく。その後、この新品種の作付けは病気、天候異変などで激減し、92年には作付けを中止に到る。しかし在来系品種だけの栽培でも改良された栽培技術（保温苗代による健苗育成、早期栽培など）により、80年代以降、コメ生産500万トン台を維持し自給を確保していく²⁶⁾。

韓国農家所得（1戸当り）の10年間（1999年から2009年へ）の変化を見てみよう²⁷⁾。

1999年は総所得約2,232万ウォン（農業所得1057万ウォン、農業外所得703万ウォン、移転所得472万ウォン）であり、2009年は総所得3081万ウォン（農業所得970万ウォン、農業外所得1213万ウォン、移転所得548万ウォン、不定期所得351万ウォン）

表4 韓国の国民経済に占める農業の位置

	1975年	80年	85年	90年	95年	2000年	05年	09年
GDPに占める農業生産比	25.0%	14.8	12.6	8.5	6.2	4.9	3.4	2.3
総就業人口に占める農業就業人口比	45.7%	34.0	24.9	17.9	12.4	10.6	7.9	7.0

「出所」韓国農林水産食品部『農林水産食品統計年報』各年度版

ン)となっている。この10年間での顕著な変化は、以前は農業所得の比率がほぼ半分を占めていたのが3分の一に減少し、その代わり農業外所得が4割近い比率に伸びている。このことは第2次・第3次産業の発展に伴い、農村部へも農業以外の就業機会が増加していったことを反映しているといえよう。また2009年においては年金、補助金、親族からの送金などの移転所得、不定期所得も家計の重要な構成部分となっている。

専業農家割合(2009年)では日韓で明白な相違がある(日本23.7%、韓国58.0%、表2・表5参照)。日本の様に産業高度化と農家の兼業化が並行的に進むのではなく、韓国では第2次・3次産業の発展とともに、農家全員での都市移動をして離農するケースも多いと指摘されている²⁸⁾。

また日本と同じく農業従事者の高齢化が急速に進行している(表5)。農林漁業就業者の内、60歳以上が55.7%になり日本の高齢化進行のペースよりも速い。農業・農村の担い手不足の問題は日本と同様に深刻である。

あるいは穀物自給率はほぼ日本と同じ状況である(表6)。完全自給を達しているのは、一部の野菜、食肉、魚類を除き、コメだけである点も日本と近似している。WTO体制の下で例外なき自由化が求められている今日、日韓両国は連携したグローバル化対応が求められる現実的背景がある。

以上、見た様に現在の韓国農業の国民経済上の位置は、日本の約30年前に近く、今後ますます日本農業の現況に近似していくものと思われる。従って現在の韓国政府の構造政策は、日本のそれと近似し

ている。韓国政府は、92年「第7次経済社会発展5ヵ年計画(92-96年)」、93年「新農政推進計画(93-97年)」を発表した。その場合も農業構造改善政策が中心となっている²⁹⁾。

第7次計画は、農業振興地域への集中投資で生産基盤を拡大し、農地規模の拡大をする、また農業振興地域の農地の所有制限の拡大(3haから20haへ)、農業経営の法人化(委託経営・組合経営)の促進、農漁村の生活環境改善などがその内容である。また「新農政推進計画」の目標では、競争力ある農林水産業の育成、市場開放に対応できる専門農業経営人の育成、豊かな産業空間としての農漁村整備などが挙げられている。

1995年、WTO体制発足後、農業保護に対する支出削減が強く迫られ、特に市場価格に直接影響を与える価格支持政策の抑制が要請されていく。韓国は市場価格に直接的な影響を与えない環境保全と結合した直接支払制度を導入していく。WTOでは条件として環境保全などを目的とした直接支払制度の補助金は許容されている³⁰⁾。

さて韓国はコメに関しては自由化への防波堤をはずしていない。ウルグアイ・ラウンドの結果、韓国は10年間(1995~2004年)のコメ関税化猶予を受ける代わりに、基準年度(1986~88年)の国内消費量の1~4%のミニマムアクセス米の輸入義務を負うこととなった。そしてWTOでの2004年のコメ交渉で、次の10年間(2005~2014年)も再度の関税化猶予期間の延長を行った。その結果、ミニマムアクセス米の輸入義務量は、2005年の22万5575トン(基準年度消費量の4.4%)から、2014年の40

表5 韓国農家の専業・兼業化率(%)と高齢化率(%)

	70年	80年	90年	95年	2000年	05年	09年
専業農家の比率	67.7%	76.2	59.6	56.6	65.2	62.5	58.0
第1種兼業農家の比率	19.7	13.7	22.0	19.1	16.3	13.0	12.6
第2種兼業農家の比率	12.6	10.1	18.4	24.3	18.6	24.5	29.4
農林漁業就業者の中での60歳以上の比率	6.4	11.2	23.7	34.2	44.1	54.8	55.7

「出所」韓国農林水産食品部『農林水産食品主要統計2010』

表6 韓国の穀物自給率(飼料穀物含む)とコメ自給率(%)

	1970年	80年	90年	95年	2000年	05年	09年(暫定値)
穀物自給率	80.4%	56.0	43.1	29.1	29.7	29.3	29.6
内コメ自給率	93.1	95.1	108.3	93.6	102.9	101.7	101.4

(注)2009年(暫定値)の穀物食料自給度(飼料穀物を除外したもの)は、57.2%となっている。

「出所」韓国農林水産食品部『農林水産食品統計年報』各年度版

万 8700 トン (7.96%) まで、毎年増加していくことが決められた。コメに関して、日本・台湾・中国など関税化 (輸入自由化) へと転換する中で、関税化猶予期間延長を行っているのは、韓国とフィリピンだけである³¹⁾。

2005 年、韓国の国内農業制度改革の中心内容は、米穀収買制度 (市場価格よりも高い政府収買価格での買い入れ制度) の廃止、コメ所得補填直払い制度の導入、公共備蓄制度の導入の 3 点に要約できる³²⁾。

2005 年、韓国はコメ買入制度 (価格支持政策) を廃止し (一定量の備蓄米買入は存続)、代わりにコメ所得補償支払制度を導入した。この制度では、コメ作付をしなくても水田としての形態と機能を有していれば、全ての水田農家に固定費 (2006 年以降、ヘクタール当たり 70 万ウォン) が支給される。このことは専業農家の規模拡大化を阻害する要因になってきているといわれている³³⁾。

できるだけ米価形成における政府介入を抑制し、市場実勢にゆだねる (そのかわり農家所得補償の導入) という現在の日本の農業政策と類似しているといえよう。現在、日韓農業とも WTO が主導するグローバルスタンダードの下に漸く移行しつつある。従ってその対応が、農産物価格支持政策 (消費者負担の農政) から農家への直接的な所得補償政策 (財政負担の農政) への転換と、ほぼ近似した内容となっていることは極めて興味深い。

IV. 日韓 FTA と日韓農業の連携

「日韓自由貿易協定」構想を推進するにあたって、日韓双方とも戦後一貫して国内農業保護政策を遂行してきたため、現在、農水産物貿易問題が主要な障害の一つとして現れてきている。この問題を棚上げして二国間の自由貿易協定を締結すると、例外規定を排除する WTO 規則に抵触する可能性があり、その扱いに苦慮することになる。しかし農水産物問題が本当に、21 世紀日韓連携のデッドロックであるのだろうか。事態を一国国民経済の枠内で固定的に考察していないか。ここでは農産物に限定して考察していきたい。

II・III で見た様に、日韓農業双方とも期せずして同様の課題が立ちはだかっているとみてとれよう。その結果現象することは日韓農業政策・基本計画の

近似化である。

そして農業の置かれている位置が近似化している故に、その国際的対応は互いに協力する分野が多いといえよう。これまでの WTO のラウンドで、日韓両国は共通して、コメを基軸とした国内農業の維持、バランスある国民経済発展にとっての農業の必要性、農村地域の振興等を主張してきた。この立場は主食を中心に生産する農業小国 (特にアジア・コメ生産国) の立場でもある。また今後の WTO の課題として自由貿易が環境に与える影響がある。日韓は今後とも共同して水田の環境維持機能を主張していくべきである。日韓の貿易協定は 2 国間の枠組みに留まらず、アジア農業小国の主張を協定および WTO 交渉に反映させていく必要がある。

次に、日韓あるいは日中の生活食糧レベルでの緊密化の一例をみてみよう。

まず日本の食料品輸入の現況についてみてみよう。日本の食料品輸入は数量・価額とも傾向的に伸びて来ているが、その全輸入額に占める構成比は漸減傾向となっている (95 年 15.2%、2000 年 12.1%、05 年 9.8%、09 年 9.7% / 『JETRO 貿易投資白書』各年版)。しかし地域別食料品輸入シェアでは、米国・オーストラリアは伸び悩み、アジアが増加している。2009 年価額 (ドル) の地域別構成比でアジア 31.7% (内、中国 13.0%、ASEAN 13.7%、A.NIES 5.0% 等)、米国 24.1%、オーストラリア 7.1% となっている。特に中国の比重の大きさは注目に値する。

品目別ではより特徴がある。主要穀類 (小麦・トウモロコシ・大豆) および牛肉・豚肉では、米国を中心とした非アジア諸国からの輸入シェアが圧倒的である。特に穀物の対日輸入シェアの 76.6% は米国が占めている。しかし魚介類の地域別輸入シェア (『JETRO 貿易投資白書 2010 年版』、ドル) では、アジア 37.7% (中国 9.3%、ASEAN 18.1%、A.NIES 10.3%) で 4 割近くを占めている (米国は 11.1%)。その他に、近隣アジアの割合が高い農水産物輸出品目 (2009 年、ドル) を見てみよう。生鮮野菜 (中国 40.1%、韓国 10.6%)、生鮮切花 (マレーシア 24.3%、タイ 11.5%、中国 9.9%、台湾 8.6%、韓国 6.5%)、食用海草 (中国 54.7%、韓国 42.5%) などとなっている (ジェトロ『アグロトレードハンドブック 2010』)。

さらに輸入シェアが特定国に集中している個々の

輸入品目をみてみよう。

生鮮品目では、きゅうり（韓国 100%）、しいたけ（中国 100%）、ごぼう（中国 89.9%）、さといも（中国 99.8%）、しょうが（中国 94.2%）、たまねぎ（中国 83.3%）、とうがらし（韓国 99.9%）、にんにく（中国 97.2%）、ねぎ（中国 99.9%）、はくさい（韓国 100%）、などが目立つ。

その他の品目では、冷凍たけのこ（中国 92.0%）、わかめ（中国 80.2%、韓国 19.8%）、ひじき（韓国 75.0%、中国 25.0%）、干しのみ（韓国 83.4%、中国 16.6%）、あさり（韓国 52.4%、中国 47.6%）、かき（韓国 90.1%）、はまぐり（中国 85.7%、台湾 11.0%）などがある。

品目によっては特定の地方港を通じて輸入されている（門司税関調査統計課資料より）。

パプリカ（厚肉大果種のピーマン）について³⁴⁾。2008年、この品目輸入は数量合計で 22424 トン、価額合計で 84 億 4127 万円であり、その内、韓国は数量で 75.6%、価額で 67.7%と圧倒的多数を占めている。もともとパプリカは欧州で広く栽培されており、日本では 90 年代初めより主としてオランダから輸入されてきた。しかし 90 年代半ば WTO 農業合意に伴う市場開放圧力で韓国でも外国農産物が大量流入し、農家経営が苦境に陥っていった。その対策の一つとして韓国政府は輸出農産物の生産を奨励していく（政府は補助金を支出）。このパプリカも多くの部分が下関港（関釜フェリー）を通じて輸入されてくる。下関港への輸入において、数量では全国比 55.2%、価額では全国比 50.3%であり、韓国産に限定すれば、数量では 82.0%、価額では 83.3%となっている。下関港はまさに日本のパプリカ市場需給を左右する輸入パプリカの専一港の位置にあるとあってよい。

ユリ（切花）について。2009年、この品目輸入は数量合計で 2596 トン、価額合計で 800.1 万ドルであり、その内、韓国は数量で 98.2%、価額で 94.0%を占めている。切花も韓国政府の輸出奨励品目である。バラはケニア・インド、キクはマレーシアにコストで負け、日本市場でのトップの座を奪われたが、ユリは船便で大量に輸送できる韓国に競争力があるといわれている（花が大きいユリは箱に詰められる量が限られ、航空便ではコスト高）。この切花も門司税関管内（下関港・門司港）への輸入シェア

表 7 全産地品種銘柄の年産別平均価格の推移

	平均価格 (円/60kg)	備考
1990年産	21,600	
1991	22,726	
1992	22,813	
1993	23,607	空前の大不作 (作況指数74)
1994	22,172	
1995	20,976	
1996	20,566	
1997	18,675	
1998	19,603	
1999	17,919	
2000	17,054	
2001	17,254	
2002	17,129	
2003	22,296	不作により高騰 (作況指数90)
2004	16,660	
2005	16,048	
2006	15,731	
2007	15,075	
2008	16,099	

資料（財）全国米穀取引・価格形成センター調べ
「出所」表 1 と同じ

表 8 韓国の政府収買米価
(80kgあたりのウォン価格)

1990年	96,720ウォン
95	126,700
97	131,770
2000	154,000
01	160,160
02	160,160
03	160,160
04	160,160
05	134,267
06	148,075
07	150,196
08	162,416
09	142,852

(注) 収買価格は 2 等品基準。
05 年から 1 等品基準であり価格は公共備蓄買入
価格。
「出所」表 5 と同じ

が極めて大きい。

この様に、日常の生活物資レベルでの輸入増加が、近隣コンテナ港での最近の動きである。日韓農業は、国民経済レベルでの農業政策の近似化だけでなく、日々の食糧需給レベルでの結合に到っている。たとえば 2004 年夏、日本は異常気象であり国

内野菜の生産高が減少していた。その需給ギャップを埋めるために対岸の韓国（慶尚南道・釜山）、中国（山東省・青島）の生鮮野菜市場が活況を呈していたことは、記憶に新しい。

日本農業に比較して生産コストが極めて安い中国は低価格農産物の生産拠点（山東省は日本への開発輸入拠点）、韓国は品質が良くても値ごろ感のある中級品、日本は高級野菜・果実など³⁵⁾近隣国農家のすみ分けも考慮できる現実が進行している。

日韓農業の現段階は、それぞれが別個に国内農業保護政策を立案し遂行する段階ではなく、日韓農業全体での枠組みの中で総合的に考察しなければならない段階である。GATT 第 24 条は、自由貿易協定 (FTA) について「関税その他の制限的な通商規則を実質上全ての貿易について廃止する」と定めている。しかし同じ 24 条で FTA 完成までの移行期間 (10 年間) を認めている³⁶⁾。この期間の有効な活用を含めて、農業は「日韓自由貿易協定」の躓きの石と考える必然性はない。

日韓両国は、II・III でみた様に国民経済にとって農業の置かれている位置は極めて近似している。そして両国とも国民経済にとって産業としての農業の比重は非常に軽いものになりつつある。その中で両国共通の主食であるコメの価格は、今日、狭い枠内に収斂化しつつある (表 7・表 8)。1 円を 10 ウォンで換算すると、2009 年の韓国政府買入価格は 60 kg あたり約 1 万 700 円 (日本は 2008 年、約 1 万 6 千円) である。1990 年の約 7 千円 (韓国) と約 2 万 2 千円 (日本) の約 3 倍の価格差が近接する状態にまでなっている。銘柄米にいたっては逆転現象が常態化し始めているという。

また日韓政府とも価格支持政策としてのコメの買入政策を中止している (日本 1995 年、韓国 2005 年)。それを契機にして右肩上がりであったコメ価格は両国とも市場需給の変動の中に置かれ、価格低下のトレンドである。

以上に見るように日韓両国はともにコメを主食とした農業小国である³⁷⁾。国内農業政策の類似化だけでなく、対外的交渉 (例えば WTO コメ交渉) においても共同歩調がとれる関係である。日韓両国を一つの地域と見た経済政策 (特に農業) が望まれよう。そしてその連携した枠組みの中での地方経済 (例えば関門経済) の自立の方策が必要となる。

(注)

- 1) K. マルクス『資本論第 2 巻 (マルクス・エンゲルス全集 24 巻)』第一篇・資本の諸形態とその循環、大月書店参照
- 2) 川本忠雄 (2000) 「WTO 体制と「日韓自由貿易協定」」『下関市立大学論集』第 44 巻第 2 号、13-14 頁
- 3) 農林水産省 (2001) 『農林水産物貿易レポート 2001』農林統計協会。
村田武 (1999) 「WTO 体制と米・食料」『WTO 体制下のコメと食糧 (食糧政策研究会編)』日本経済評論社
川本忠雄 (2001) 「WTO 体制と東アジア農業の現段階」『下関市立大学論集』21~22 頁
- 4) 食料の生産と消費を結ぶ研究会 (2009) 『食糧危機とアメリカ農業の選択』家の光協会、10 頁
- 5) 服部信司 (2000) 『WTO 農業交渉』農林統計協会。
服部信司 (1997) 「米国の 1996 年農業法」『農業構造問題研究 (1997 年別冊号)』食糧・農業研究センター。
FAO (1996), *THE STATE OF FOOD AND AGRICULTURE 1996*, (邦訳 1996) 『世界食糧農業白書 1996 年』国際食糧農業白書、257-268 頁。
- 6) 1973 年、新農業法が成立する。正式名称を 1973 年農業・消費者保護法 (P.L.86, 87) と称し、改正 1938 年農業調整法及び改正 1949 年農業法の条項 (作付面積調整、価格支持方法を含む) を改正又は延長したものである。川本忠雄 (1981) 「80 年代米穀物戦略の方向」『経済学研究』九州大学経済学会。
- 7) 同上論文、96-98 頁
- 8) 従来、一方の極に EU・日本、他方の極にケアンズグループ (豪州・ニュージーランドなど農産物輸出国グループ) があり、米国農業はその中間に位置していた。1996 年新農業法施行の結果、米国は国際交渉の場では、後者の立場に近くなるという見解も多い。服部信司 (1997) 78 頁参照。
- 9) 食糧の生産と消費を結ぶ研究会 (2009) 『食糧危機とアメリカ農業の選択』家の光協会、20~23 頁。
- 10) 同上書、24~26 頁
- 11) JETRO アジア経済研究所 (2000) 『21 世紀日韓経済関係研究会報告書 (21 世紀の日韓関係はいかにあるべきか)』。日本側は JETRO アジア経済研究所、韓国側は対外経済政策研究院が担当している。
- 12) その他の障害として、韓国側の対日貿易赤字拡大の懸念、日韓自由貿易協定と WTO 規則との整合性の問題がある。川本忠雄 (2000) 18 頁参照。
- 13) 平成 11 年法律第 106 号である。『日本農業年鑑 2000 年版』家の光協会、41~88 頁。川本忠雄 (2001) 28 頁

- 14) 農業構造問題研究会 (2000)『農業構造問題研究 2000年』4頁
 - 15) 同上書、13～14頁
 - 16) 農林統計協会 (2000)『食料・農業・農村白書、附属統計表 (平成11年度)』
 - 17) 2000年度～2004年度 (5年間)、「中山間地域等直接支払制度」が創設されている。10アール当りの支払額 (急傾斜地/田 21000円、畑 11500円、緩傾斜地/田 8000円、畑 3500円)。農林統計協会 (2001)『図説 食料・農業・農村白書 2000年版』246頁
 - 18) 食糧・農業・農村基本計画編集委員会『食糧・農業・農村基本計画』大成出版
鈴木宣弘 (2010)『新たな食料・農業・農村基本計画の検討経緯と具体化に向けて』大成出版
 - 19) 農林水産省 (2010)『食料・農業・農村白書』農林水産省、21～24頁
 - 20) 服部信司 (2010)『米政策の転換』農林統計協会、第V章
村田泰夫 (2010)『戸別所得補償制度の衝撃』農林統計協会、第I章
 - 21) 村田泰夫 (2007)「構造改革としての農政改革」『農が拓く東アジア共同体 (進藤榮一他編)』日本経済評論社、209～216頁。
 - 22) 韓国農林水産食品部『農林水産食品統計年報 2010』
 - 23) 農林水産省『2010年版 食料・農業・農村白書 参考統計表』
 - 24) 倉持和雄 (2004) 78頁
 - 25) A.D.B., *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries* 各年度版
 - 26) 倉持和雄 (2004)「韓国農業の半世紀：農地改革および緑の革命とその後」『韓国経済研究 (九州大学)』Vol.4、78～80頁
 - 27) 韓国農林水産食品部『農林水産食品統計年報 2010』pp.158～159
 - 28) JETRO アジア経済研究所 (2000) 前掲書、111頁
 - 29) 農政ジャーナリストの会 (1994)『日本農業の動き 108』農林統計協会、24～25頁
 - 30) 倉持和雄 (2010)「不確実性のなかの韓国農業」『韓国経済の現代的課題 (環日本海経済研究所編)』日本評論社、127頁
 - 31) 鄭英一「関税化猶予期間延長以後におけるコメ政策の課題」深川博史 (2008) 所収、135頁、141頁
 - 32) この韓国農業政策の具体的内容は、同上論文、144～146頁
 - 33) 倉持和雄 (2010) 同上書、127頁。
またコメ所得補償支払いは、政府の目標価格と当該年度価格の差額の85%が補填され支払われるが、その部分は固定費と変動費に分かれる。固定費は70万ウォン/ha支払われるが、その場合、農家に農地の形状や機能維持を義務付ける。従って固定費部分はWTOでは生産基盤保全のための「緑の政策」(許容対象政策)に分類されるが、変動費部分は当該年度の市場価格に連動しているため「黄の政策」(縮減対象政策)に分類されている。
深川博史 (2008)「韓国の農業政策とFTA交渉戦略」『日韓FTA交渉における農業問題の解決に関する研究』2～4頁参照
- 34) 門司税関調査統計課資料、2009年2月25日、貿易統計特集「厚肉ピーマンの輸入」
 - 35) 近年、近隣アジア諸国の高所得化で日本の高級果実の輸出が急増している。例えば、2008年イチゴの輸出は数量で125トン、価額で201百万円で、その大部分は福岡空港から輸出されている (数量で77.0%、価額で76.6%)。また輸入国別では富裕層が多い香港向けがほとんどである。門司税関調査統計課資料、2009年5月28日、貿易統計特集「いちごの輸出について」。
 - 36) ウルグアイ・ラウンドの了解 (いわゆる「24条解釈了解」) である。10年間を超過する時はWTO締約国に物品貿易理事会で説明する必要がある。JETRO アジア経済研究所 (2000) 20頁
 - 37) 2008年、食料価格の高騰を契機にして、世界各国の農地争奪 (ランドラッシュ) が激化している。例えば日韓もロシア沿海州の農地を巡って角逐をしている。食料不足を巡る対策でも日韓双方、協調できる分野は多い。NHK食料危機取材班 (2010)『ランドラッシュ』新潮社
- (参考文献)
- E. Young, D. A. Shields (1996), *1996 Fair Act frames farm policy for seven years, Agricultural Outlook Supplement*, Economic Research Service, USDA.
- NHK食料危機取材班 (2010)『ランドラッシュ』新潮社
- 奥田聡 (2007)『韓米FTA』アジア経済研究所・JETRO
- 川本忠雄 (1982)「米国・世銀援助政策の新路線と現代東南アジアにおける緑の革命」『経済学研究』九州大学経済学会
- 川本忠雄 (2001)「WTO体制と東アジア農業の現段階」『下関市立大学論集』第45巻1号
- 川本忠雄 (2002)「日韓経済連携協定の現実的背景」第46巻2号
- 菊池昌也 (2008)『冷凍野菜の開発輸入とマーケティング戦略』農林統計協会
- 倉持和雄 (2004)「韓国農業の半世紀：農地改革および緑の革命とその後」『韓国経済研究』Vol.4
- 倉持和雄 (2010)「不確実性のなかの韓国農業」『韓国経済の現代的課題 (環日本海経済研究所編)』日本評

論社

経済産業省九州経済産業局（2001）『ヒューマン・エコノミー九州への挑戦』経済産業調査会
小南莉莉・中村俊彦（2011）『北東アジアの食料安全保障と産業クラスター』農林統計協会
食料・農業・農村基本計画編集委員会（2010）『食料・農業・農村基本計画（2010年3月閣議決定）』大成出版社
食糧の生産と消費を結ぶ研究会（2009）『食糧危機とアメリカ農業の選択』家の光協会
鈴木宣弘（2010）『新たな食糧・農業・農村基本計画の検討経緯と具体化に向けて』大成出版
農林水産省（2010）『食料・農業・農村白書』および参

考統計表

服部信司（2010）『米政策の転換』農林統計協会
深川博史（2008）『日韓 FTA 交渉における農業問題の解決に関する研究』2004～2006 年度科学研究費補助金 基盤研究 C 報告書
本間正義（2008）「日中韓 FTA における農業問題」『日中韓 FTA（阿倍一知・浦田秀次郎他編）』日本経済評論社
村田泰夫（2007）「構造改革としての農政改革」『農が拓く東アジア共同体（進藤榮一・豊田隆・鈴木宣弘編）』日本経済評論社
村田泰夫（2010）『戸別所得補償制度の衝撃』農林統計協会